

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第3項関係 1 「試験製造免許」の意義 試験製造免許とは、真に試験研究を目的とする場合に限り付与するのであるから、例えば、試験製造した酒類を販売して多額の収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合は、試験製造免許の対象とはならない。 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校をいう。)において<u>教育のために酒類の試験製造を行う場合</u> (2) <u>国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合</u> (3) <u>国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合</u> (4) <u>独立行政法人酒類総合研究所において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合</u> (5) <u>新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合</u> (6) <u>酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合</u>	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第3項関係 1 「試験製造免許」の意義 試験製造免許とは、真に試験研究を目的とする場合に限り付与するのであるから、例えば、試験製造した酒類を販売して多額の収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合は、試験製造免許の対象とはならない。 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校をいう。)にお<u>ける</u>教育のために試験製造を行う場合 (新設) (2) 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (3) 独立行政法人酒類総合研究所において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (4) 新商品開発、新技術開発等の目的で試験製造を行う場合 (5) 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合